

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項、第115条の45の9の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社さき
- (2) 代表者 代表社員 辻村 和恵
- (3) 所在地 大阪府東大阪市鴻池元町11番7号 ミカドハウス508号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 さなホーム
- (2) 事業の種類 訪問介護
第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス、訪問型生活援助サービス)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市稲田新町一丁目13番20号
- (4) 指定年月日 令和4年9月1日 訪問介護
令和4年9月1日 第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス)
令和4年9月1日 第1号訪問事業(訪問型生活援助サービス)

3 指定取消し年月日 令和5年11月1日

4 指定取消しの理由

(1) 不正請求(法第77条第1項第6号)

実際には未届の有料老人ホームに拠点を置いて当該施設に居住する利用者にサービス提供を行っていたにもかかわらず、本体事業所から訪問しているように装い、複数の利用者について不正に同一建物減算を免れて報酬を請求し、受領した。

サービス提供を行ったことが確認出来ないサービスについて、不正にその報酬を請求し、受領した。

サービス提供者が当該訪問介護事業所の職員として従事していない時間帯に、当該サービス提供者がサービス提供したとして、サービス提供記録を不正に作成し、その報酬を請求し、受領した。

同一のサービス提供者が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービス提供をしたとされるサービス提供記録を不正に作成し、その報酬を請求し、受領した。

(2) 法違反(法第77条第1項第10号)

事業者の指定は、その事業を行う事業所(サービス提供の拠点)ごとに行うことから(法第70条第1項・老企第25号第二の1)、指定事業者は、その指定に係る事業所を拠点としてサービスの提供を行わなければならないところ、当庁の指定に係る本件事業所とは別に所在する未届の有料老人ホーム内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っていた。

(3) 法違反(第115条の45の9第6号)

第1号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

① 返還させるべき額

2,737,720 円

② ①に加算額を含めた額

3,832,808 円